

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項で準用する生活保護法第78条	不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた者があるときの費用徴収の決定処分	生活福祉第一課・第二課

処分基準は、生活保護法の例により、同法第78条の規定に基づき、不実の申請その他不正な手段により支援給付を受け、又は他人をして受けさせた者があるときとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。